



茨労基発 0327 第 3 号
令和 2 年 3 月 27 日

労働災害防止等関連団体の長 殿

茨城労働局労働基準部長



インターネット等を介した e ラーニングにより行われる特別教育の
当面の考え方等について

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、事業者が、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用して行う通信制の職業訓練等（以下「e ラーニング等」という。）によって労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 59 条第 3 項に規定する安全又は衛生のための特別の教育（以下「特別教育」という。）を行う事例が報告されています。e ラーニング等は、インターネット等を介して行う教育、研修等の一手法であります。e ラーニングによる特別教育は特別教育に係る法定の要件を満たさない場合もあることから、当該特別教育については、当面の間、下記に基づき実施していただきますようお願いいたします。

つきましては、貴団体におかれましても、会員事業場等に対する周知方、特段の御配慮を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、インターネット等を活用した様々な形式の特別教育の是非、必要な措置等については、おって連絡いたします。

記

e ラーニング等による特別教育として実施されている教育が、次のいずれかに該当する場合には、法第 59 条第 3 項、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 36 条から第 39 条まで及び安全衛生特別教育規程（昭和 47 年労働省告示第 92 号）等の各特別教育規程の規定に基づき行われていないものと判断されることから、特別教育として無効であること。

- 1 e ラーニング等の教育内容が、各特別教育規程に定める範囲を満たしていない又は e ラーニング等の教材の閲覧・視聴等による教育時間が、各特別教育規程に定める時間未満であるもの
- 2 特別教育のうちの学科教育のために使用されている映像教材又はウェブサイト動画等に出演する講師並びに当該映像教材又はウェブサイト動画等を作成する者及び

監修する者が、いずれも十分な知識又は経験を有することが確認できないもの

- 3 特別教育のうちの学科教育のために使用されている映像教材又はウェブサイト動画等について、実際の視聴・閲覧時間を受講者自身が操作できる場合、特別教育としてeラーニング等を提供する者（以下「教育事業者」という。）又は事業者が監視者を配置していないために、当該映像教材又はウェブサイト動画等の視聴・閲覧中に受講者が自由に離席できる場合等、各特別教育規程に定める教育時間以上当該学科教育が行われたことが担保できないもの
- 4 特別教育のうちの実技教育としての教育について、講師と同一場所で対面により実施していないもの